

公民館運営審議会委員の委嘱について
次の者を公民館運営審議会委員に委嘱する。

2023年（令和5年）6月22日提出

藤沢市教育委員会

教育長 岩本 将宏

1 氏名等

氏名 ふりがな	生年月日	住所	選出 区分	新任 再任 の別	備考
鈴木 正文			社会教育 関係者	再任	藤沢地区
大谷 美津子			社会教育 関係者	新任	村岡地区
田中 章			社会教育 関係者	再任	鵜沼地区
青木 純子			社会教育 関係者	再任	六会地区
鈴木 勝久			社会教育 関係者	新任	片瀬地区
猪野 恭子			社会教育 関係者	再任	明治地区
森 一廣			社会教育 関係者	再任	御所見地 区
飯島 富士男			社会教育 関係者	再任	遠藤地区

有賀 眞弓			社会教育 関係者	再任	長後地区
福田 正三			社会教育 関係者	新任	辻堂地区
佐藤 正志			社会教育 関係者	再任	善行地区
了戒 純一			社会教育 関係者	再任	湘南大庭 地区
日下部 和美			社会教育 関係者	再任	湘南台地 区
小路 成明			学校教育 関係者	新任	藤沢市立 中学校長 会
河内 幸恵			学校教育 関係者	新任	藤沢市立 小学校長 会
三宅 裕子			学識経験 者	再任	有識者
青木 美和子			学識経験 者	再任	有識者
早野 美波			社会教育 関係者	新任	公募
大石 笑子			社会教育 関係者	再任	公募
小田部 尚文			社会教育 関係者	新任	公募

2 任期

2023年(令和5年)7月1日から2025年(令和7年)6月30日まで

提案理由

この議案を提出したのは、公民館運営審議会委員が2023年（令和5年）6月30日をもって任期満了となるため、社会教育法第30条及び藤沢市公民館条例第4条の規定により、新たに委員を委嘱する必要がある。

参 考

社会教育法 抜粋

（公民館運営審議会）

第29条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

第30条 市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、当該市町村の教育委員会（特定公民館に置く公民館運営審議会の委員にあつては、当該市町村の長）が委嘱する。

藤沢市公民館条例 抜粋

（運営審議会委員）

第4条 法第29条の規定により、公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱する。

3 審議会の委員の定数は、20人以内とする。

4 審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 特別の理由がある場合は、任期中でも解嘱することができる。

6 委員に欠員を生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。